

第4章 風景づくりの基準

(景観法第8条第2項第3号)

1 建築物等の制限と誘導の考え方

良好な風景づくりを進めるため、「風景づくり基準(行為の制限)」を定め、建築行為を行う際には、風景づくり基準に適合することとします。

また、周辺の風景に影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物等の建築行為を行う際には、景観法に基づき板倉町長に届出が必要となります。

なお、建築物を建てる時に参考となる考え方を示す「風景づくりガイドライン」を定めます。

2 風景づくり基準(行為の制限)

(1) 届出対象行為

次表に掲げる建築物等の建築行為は、景観法第16条第1項に基づき板倉町長に届出が必要です。

表 届出対象行為

行為	対象	除外 ※2
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	高さが12m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	(1) 高さが2mを超える柵・塀・擁壁の類 (2) 高さが12mを超える、電波塔・物見塔・装飾塔の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、電線路又は空中線系(その支持物を含む)(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする) (3) 高さが12m又は築造面積が1,000㎡を超える、観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 (4) 高さが12mを超える彫像・記念碑の類	(1) 大規模建築と一体となって設置されるものの新設で、高さ1.5m以下のもの(左記「対象」の(3)にあつては、新築にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く) (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの(左記「対象」の(3)にあつては、増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く) (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの
開発行為(土地の区画形質の変更)	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000㎡又は高さが2mを超えるもの	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	なし

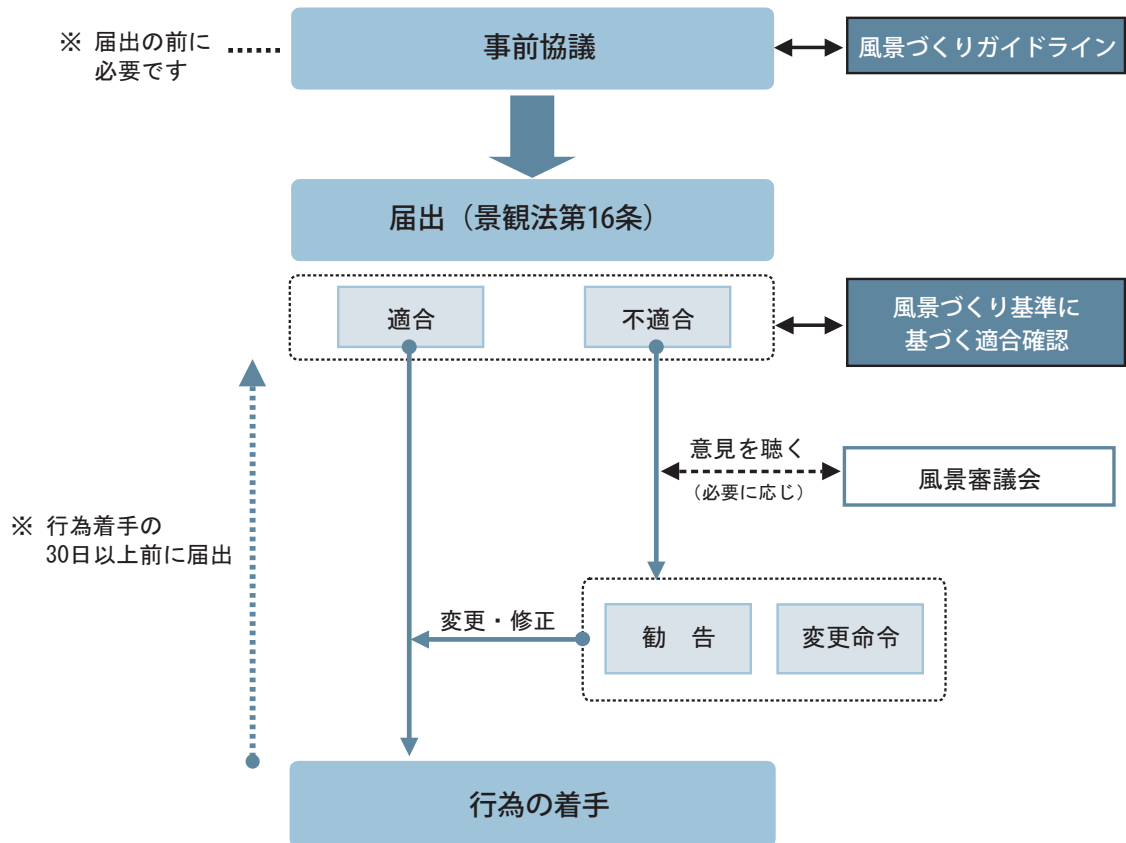
※1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。(同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。)

※2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。(景観法第16条第7項)

(2) 手続きのフロー

届出対象行為は、町長と事前協議を行うとともに、行為着手の30日以上前に板倉町長へ届出が必要です。また、風景づくり基準に適合しない場合は、町長は、勧告や変更命令を行う場合があります。

図 建築行為等の手続きフロー



(3) 風景づくり基準

板倉町全域において、次の風景づくり基準（行為の制限）に適合することとします。ただし、町長が良好な風景づくりに著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。

①建築物・工作物（擁壁・電波塔等を除く）

項目	基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。特に、中層以上の建築物は、十分な空地を確保すること。 ○風景資産等の優れた資源に隣接する場合には、その保全に配慮した配置とすること。特に、地域のシンボルとなる樹木は極力保全し、修景に生かせるように配置すること。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとすること。 ○低層を基調としたスケール感から突出しない規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根は勾配屋根とするなど、田園風景や既存の集落等と調和した意匠とすること。 ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付れたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図ること。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。 ○光沢のある素材の使用を避け、地域で多く用いられている素材を活用すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周には低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにすること。 ○道路に対して潤いを感じられるよう、接道部は生け垣や四季を感じる樹木や花木の植栽に努めること。

②工作物（擁壁）

項目	基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。

③建築物・工作物（電波塔等）

項目	基準
配置	○風景上、重要な場所からの見え方や風景資産の保全の観点から、次に掲げる場所は可能な限り避けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺から直接望見できる場所 ・風景資産等の優れた資源に隣接・近接した場所 ・一団の農地の集団性を損ねる場所 ・学校などの公共性を有する施設に隣接する場所
高さ・規模	○周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとする。
形態意匠	○原則として鋼管柱とする。
色彩・素材	○電波塔の色彩は、こげ茶又は亜鉛メッキ処理（低光沢仕様、N 4.0～5.0程度）とすること。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とすること。
敷地の緑化	○敷地の外周には低木や高木を植栽する等、植樹及び植栽の配置を工夫すること。

④開発行為

事項	基準
土地の形状及び緑化	○大規模な法面及び擁壁を生じないようにすること。 ○擁壁を設ける場合は、②に示す基準に適合すること。 ○良好な樹木、水辺等を保全し、積極的に活用すること。

⑤屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	基準
堆積の方法	○堆積物は整然と積み上げ、その高さは原則として3 m以下とする。 ○道路や敷地の外周には極力空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置すること。
遮へい	○敷地の周囲には、植栽又は風景に配慮した塀等を設けること。

⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	基準
遮へい及び事後の措置	○周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 ○掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

別表 色彩基準

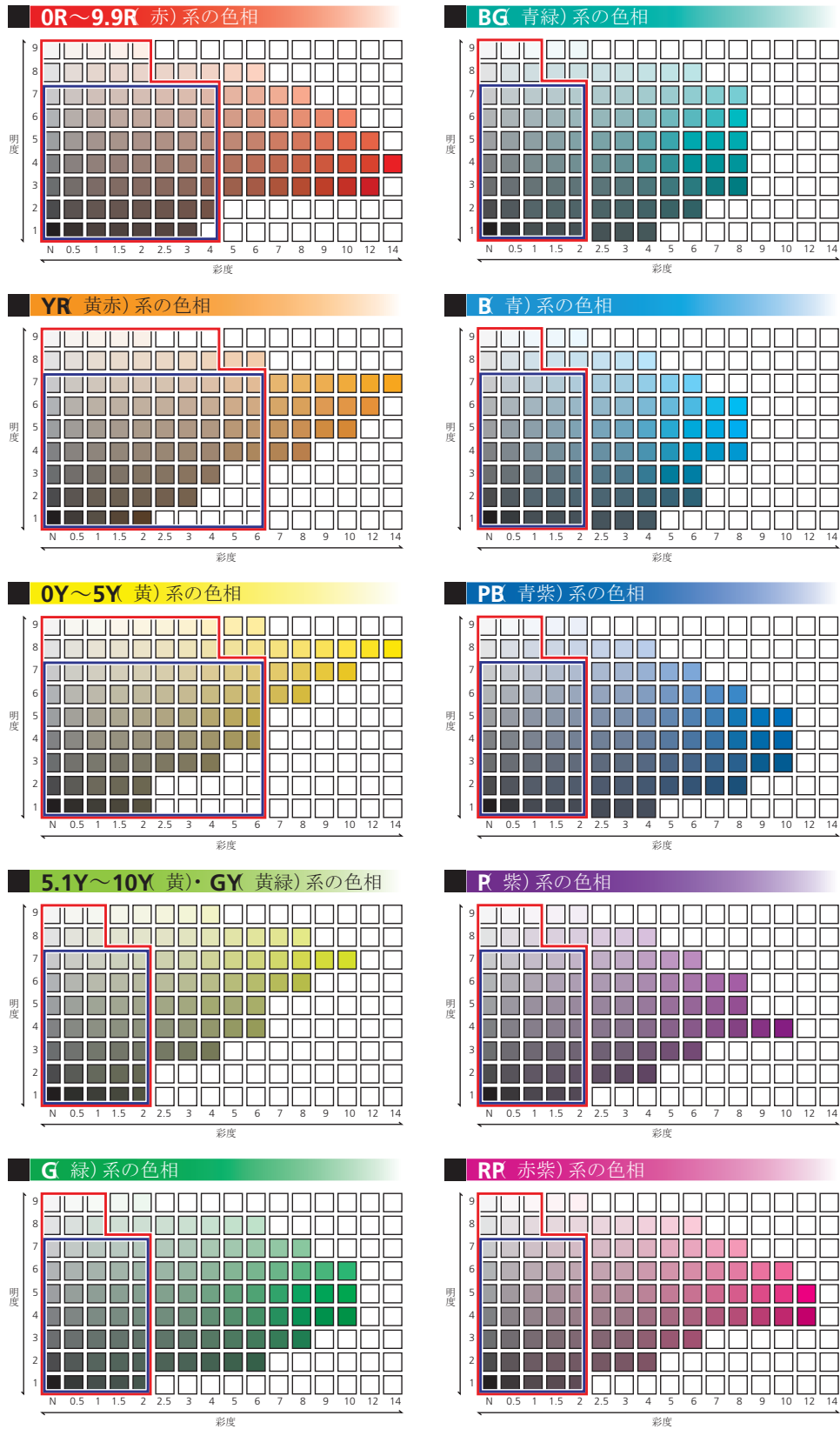
【建築物の外壁・工作物の外装】

色相	明度	彩度
OR ～ 9.9R	8 以上	2 以下
	8 未満	4 以下
10R(OYR) ～ 5Y	8 以上	4 以下
	8 未満	6 以下
上記以外の色相	8 以上	1 以下
	8 未満	2 以下



【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
OR ～ 9.9R	7 以下	4 以下
10R(OYR) ～ 5Y		6 以下
上記以外の色相		2 以下

図 板倉町全域の色彩基準



※本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

凡例	
	外壁基調色の行為の制限 工物物外装色の行為の制限
	屋根色の行為の制限